

石巻市国土強靱化地域計画(素案) 概要

第2章 脆弱性の評価と国土強靱化の推進方針

※評価に対する主な推進方針

1 直接死を最大限に防ぐ

- 1-1 地震による住宅・建築物等の倒壊や火災による死傷者の発生
 - 住宅：多数の者が利用する建築物の耐震化（老朽化対策）の促進
 - 消防・救急体制の強化充実、防火水槽整備の推進
- 1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者・行方不明者の発生
 - 津波減災施設・津波避難施設等の整備促進、津波避難行動の促進、学校防災体制・防災教育の推進
- 1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地・集落等の浸水被害による死傷者の発生
 - 雨水排水対策、治水対策の推進、洪水ハザードマップの周知
- 1-4 大規模な土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生
 - 土砂災害防止対策の推進、土砂災害ハザードマップの周知

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)

- 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
 - 自助・共助・公助による物資（備蓄）の確保、防災拠点の整備推進、物資の供給手段の確保
- 2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
 - 孤立地域居住者の安全確認及び救援・救助訓練の実施、孤立地域の通信の確保
- 2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災による救助・救急活動等の絶対的不足
 - 地域総合防災力の向上等の取組強化、相互援助体制の整備推進
- 2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災・支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
 - 災害時医療連携の推進、医療支援ルートの確保
- 2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
 - 防疫活動の強化
- 2-6 劣悪な生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
 - 避難所運営体制の整備推進、避難所における感染症対策の推進

3 必要不可欠な行政機能を確保する

- 3-1 市の職員及び施設等の被災による機能の大幅な低下
 - 庁内の災害対応体制・業務継続計画・庁舎等の災害対策の推進

4 必要不可欠な情報通信機能を確保する

- 4-1 情報通信網の麻痺・機能停止等による被害の拡大
 - 非常用電源の整備、庁内の災害対応体制の推進、市民の通信手段の確保

5 経済活動を機能不全に陥らせない

- 5-1 サプライチェーンの寸断等による企業活動の低下
 - 市内企業における事業継続計画(BCP)策定の促進
- 5-2 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
 - 危険物製造所・保管施設等の安全対策の指導強化
- 5-3 基幹的交通ネットワーク(陸上、海上)の機能停止
 - 道路等交通基盤・港湾施設耐震化の整備推進
- 5-4 食料等の安定供給の停滞
 - 老朽化農業水利施設の撤去改修の促進
 - 物資集配の円滑な実施
- 5-5 異常渇水等による用水供給途絶
 - 海水遡上対策

6 生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワークを確保するとともに、これらの早期復旧を図る

- 6-1 電力供給ネットワークや都市ガス供給、石油・LPGガスサプライチェーンの機能の停止
 - 再生可能エネルギー等の導入促進、燃料等の備蓄・調達・輸送体制の調整、都市ガスの安全対策の促進
- 6-2 上下水道等の長期間にわたる機能停止
 - 上水道施設の耐震化の推進、応急給水体制の構築、下水道施設等の耐震化の推進
- 6-3 地域交通ネットワークが分断する事態
 - 離島航路の確保、公共交通の維持

7 制御不能な二次災害を発生させない

- 7-1 ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
 - 防災重点ため池等の対策の推進
- 7-2 有害物質の大規模拡散・流出
 - 環境調査の実施、有害物質等の流出防止対策の推進
 - 避難計画に基づく訓練実施等、避難路の確保(女川原子力発電所の被災)
- 7-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
 - 農地、山地による二次被害の防止
 - 鳥獣被害防止対策の推進

8 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

- 8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
 - 災害廃棄物処理体制の強化
- 8-2 復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
 - 復旧復興を支える技術者の確保、ボランティアコーディネーターの養成
- 8-3 地盤沈下による長期にわたる浸水被害による生活不安
 - 雨水排水対策の推進(再掲)
- 8-4 被災者に対する住宅対策や健康支援、地域コミュニティ形成支援等の遅れにより生活再建が大幅に遅れる事態
 - 住宅再建への支援、災害(復興)公営住宅の整備推進
 - こころのケア対策の推進、地域コミュニティの再構築、住民相互のささえあい
- 8-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
 - 文化財の浸水対策及び防火対策への取組、無形民俗文化財の保護への取組
- 8-6 事業用地の確保、仮施設等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
 - 応急仮設住宅用地・企業等の移転先用地の確保、地籍の整備推進
- 8-7 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響
 - 風評被害等防止における正確な情報発信

第3章 計画の推進と見直し

計画は、市長が主宰する会議において推進することとし、事業の計画(PLAN)、事業の実施(DO)、計画的な進行管理・検証(CHECK)、各計画との調整(ACTION)といったPDCAサイクルに沿って進行管理を行うものとします。

なお、本計画は、社会経済情勢等の変化や施策の進捗状況等を考慮し、計画内容の見直しを行うこととします。



第4章 資料編

- 石巻市国土強靱化地域計画に関連する各種計画等一覧
- 過去に甚大な被害をもたらした大規模自然災害

第5章 石巻市国土強靱化地域計画に基づき実施する主な事業(別冊)

「第2章 脆弱性の評価と国土強靱化の推進方針」に基づき実施する事業・取組については、進捗状況の把握や新規事業の掲載などから毎年度更新することとします。そのため本体計画とは別に、「石巻市国土強靱化地域計画に基づき実施する主な事業」を別冊として作成します。なお、この別冊は本計画の第5章に位置付けられ本計画と一体を成すものです。

また、令和3年度事業については、令和3年6月以降に作成することとします。